証券コード　8914
平成27年３月９日

株　主　各　位

東京都千代田区神田小川町三丁目１番地
エリアリンク株式会社
代表取締役社長　林　　尚　道

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社の第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年３月25日（水曜日）午後６時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年３月26日（木曜日）午前10時00分（開場午前９時15分）

２．場　　所　東京都千代田区大手町一丁目４番１号
ＫＫＲホテル東京　10階
宴会場「瑞宝」
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　　第20期（平成26年１月１日から平成26年12月31日まで）事業報告、計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役７名選任の件

第４号議案　監査役２名選任の件

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

◎　当日は開会間際の混雑緩和のため、早めにご来場くださいますよう、お願い申し上げます。

◎　当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として、本招集ご通知を会場へご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎　事業報告、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.arealink.co.jp/）に修正後の事項を掲載させていただきます。

添付書類

事　業　報　告

（平成26年１月１日から
平成26年12月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や金融緩和策の推進による円安・株価の回復もあり、企業収益の改善、雇用情勢の改善がすすみ、景気は緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、急激な円安に伴う原材料価格の上昇の影響や消費税増税に伴う駆け込み需要の反動の長期化、また海外経済の減速懸念等により、依然として不透明な状況が続いております。一方、当社が属する不動産業界は、低金利や政府による経済政策を背景に、都市部においては地価の上昇等持ち直しの動きを見せ、ここ数年の厳しい経済環境から着実に回復しておりますが、消費税増税の影響、建築資材および労務費の高騰などの懸念材料も顕在化してきております。このような状況のもと、当社は不動産運用サービス事業を中心としたストック型ビジネスおよび現状の不動産市況を考慮し販売用不動産の売却を中心とする不動産・再生流動化サービス事業を積極的に展開いたしました。

この結果、売上高は18,120百万円（前期比47.8％増）、営業利益は2,235百万円（前期比48.5％増）、経常利益は2,087百万円（前期比45.6％増）、当期純利益は1,541百万円（前期比14.4％増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

＜不動産運用サービス事業＞

当事業年度における不動産運用サービス事業の売上高は11,845百万円となりました。

不動産運用サービス事業は、基幹事業であるストレージ事業において、全国展開を視野に入れ、現場出店をスピーディに行うためのオフィス・営業所の開設を積極的に進めました。既存の東京オフィス、大阪オフィス、名古屋営業所に加え、平成26年５月には千葉、神奈川、埼玉の各オフィス、同年12月には神戸、福岡の各営業所を開設しました。地域に根差した営業活動の効果もあり、6,878室の増室となりました。またトランクタイプにおいては認知度およびブランド力を高めるために１棟ビルを丸ごと活用した出店も行いました。新規出店した現場は、近隣の顧客に対して現場見学会の開催等、地域に密着した営業活動を行い、既存の現場は、顧客からの「アドバイスカード」を参考に使い勝手の良い現場作りや現場認知度の向上等を目的としてメンテナンスを行いました。なお、アセット事業においては保有不動産の売却による受取賃料収入の減少により減収となりました。

以下に主要事業であるストレージ事業の管理室数を列挙しますと、トランクルーム（平成25年12月末15,513室→平成26年12月末16,357室）、コンテナ（平成25年12月末31,173室→平成26年12月末37,207室）と推移しております。

＜不動産再生・流動化サービス事業＞

不動産再生・流動化サービス事業は、不動産市況および金融情勢を考慮し、保有する店舗や事務所ビル、居住用マンションを中心に積極的に販売を行い、順調に推移しました。

この結果、当事業年度における不動産再生・流動化サービス事業の売上高は6,274百万円となりました。この内、不動産売買事業におきましては、販売物件が21件（前事業年度９件）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度の設備投資の総額は446百万円であります。その主たるものは、不動産運用サービス事業関連の投資であります。

資金調達につきましては、326百万円の借入を実行しており、その内、不動産運用サービス事業に関連する費用として226百万円の借入を実行しております。

(3) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

① 不動産運用サービス事業における持続的な成長

ストレージ事業（ハロートランク、ハローコンテナ）を中心とした、不動産運用サービス事業の持続的な成長を図るべく、全国展開を視野に入れたオフィス、営業所の開設、出店の強化、仕入情報の強化、サービス力の向上、企画・開発力の強化、ＩＴ戦略を駆使した営業管理体制の強化を行ってまいります。また不動産運用サービス事業の持続的な成長には人的資源の充実も重視すべきであると考えており、人材の確保、教育・研修により一層力を入れていく所存であります。

② 商品力・サービス力・ブランド力の更なる向上

当社における不動産運用サービス事業はビジネスモデル自体もシンプルなものであるため、参入障壁が低く他社の参入による競争激化が起こる可能性があ

ります。しかしながら、当社は、ノウハウの蓄積を基にした商品力、「スピード３分契約」等のサービス力の改善・向上、全国への出店数の増加、また都市部へ１棟ビルタイプのストレージを出店することによるブランド力の強化・認知度の向上等により、他社との間で明確な差別化を行い、顧客のニーズを最大限に獲得していく所存であります。

(8) 財産及び損益の状況

当社の財産及び損益の状況

区分＼期別	第 17 期 (平成23年１月～ 平成23年12月)	第 18 期 (平成24年１月～ 平成24年12月)	第 19 期 (平成25年１月～ 平成25年12月)	第 20 期 (平成26年１月～ 平成26年12月) (当事業年度)
売上高(千円)	10,603,601	10,124,488	12,256,406	18,120,457
経常利益(千円)	953,511	1,075,272	1,433,672	2,087,041
当期純利益(千円)	772,564	948,044	1,346,654	1,541,005
１株当たり当期純利益(円)	629.31	772.26	10.97	12.55
総資産(千円)	17,266,019	18,612,961	23,017,446	19,539,002
純資産(千円)	9,987,329	10,935,361	12,282,287	13,514,447

（注）平成25年７月１日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。そのため、第19期は、同期の期首に株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております。

(9) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な事業内容

事業区分	主要事業内容
不動産運用サービス事業	土地・空室を借上げ、または土地、建物等を取得・保有し運用する事業等であります。また、土地、建物所有者のニーズに合わせて、コンテナ、トランクルーム等の設置、及び建築を受注し提供する事業であります。
不動産再生・流動化サービス事業	当社が保有している中古の不動産物件について改修等を行うことで付加価値を加え、運用効率を上げた後に投資家等に販売する事業等であります。

(11) 主要な営業所

会社名	名称	所在地
エリアリンク株式会社	本社	東京都千代田区

(12) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
106名	８名増

（注） 従業員数には、契約社員・パートタイマー50名、派遣社員５名は含まれておりません。

(13) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
	千円
株式会社みずほ銀行	1,179,437
株式会社りそな銀行	754,200
株式会社東日本銀行	373,500
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	217,860
株式会社千葉銀行	100,000

（注） 借入額は長期借入金及び１年内返済予定の長期借入金の合計残高金額であります。

(14) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の状況

(1) 株式の状況

① 発行可能株式総数　357,600,000株
② 発行済株式の総数　125,763,000株　（自己株式3,000,000株を含む）
③ 株主数　10,588名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
林　尚道	28,136,600株	22.91%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	6,867,700株	5.59%
野村信託銀行株式会社	4,751,900株	3.87%
株式会社ＳＢＩ証券	3,649,600株	2.97%
資産管理サービス信託銀行株式会社	2,813,000株	2.29%
株式会社アミックス	2,500,000株	2.03%
ＧＯＬＤＭＡＮ　ＳＡＣＨＳ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ	2,110,735株	1.71%
エリアリンク取引先持株会	1,887,600株	1.53%
山本　一明	1,804,900株	1.47%
株式会社新居浜鉄工所	1,700,000株	1.38%

（注） １．当社は、自己株式3,000,000株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
２．持株比率は、自己株式3,000,000株を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（平成26年12月31日現在）

平成18年３月30日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の払込金額	無償
・新株予約権の行使価額	新株予約権１個につき838円
・保有する新株予約権の数	152個（新株予約権１個につき400株）
・新株予約権の目的となる株式の数	60,800株
・新株予約権の行使条件	（別記１）
・新株予約権の行使期間	平成20年３月31日から 平成28年３月30日まで

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	152個	普通株式　60,800株	４名
社外取締役	―	―	―
監査役	―	―	―

（注）平成25年７月１日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っているため、株式分割による調整後の株式数を記載しております。

（別記１）

① 新株予約権の一部行使はできないものとする。

② 当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約で、権利行使期間中の各年において権利行使できる新株予約権の個数の上限を定めることができるものとする。

③ 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社、当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要す。但し、諸般の事情を考慮の上、当社取締役会が特例として承認した場合を除く。

④ 権利者が死亡した場合、権利者の相続人は当社と権利者との間で締結する新株予約権付与契約に定める一定の条件の下で新株予約権を相続するものとする。

⑤ その他の条件については、本株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と権利者との間で締結する新株予約権付与契約に定める。

② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	林　　尚　道	
取　締　役	栗　野　和　城	営業本部長兼営業部長
取　締　役	大　滝　保　晃	管理本部長兼経理部長
取　締　役	若　杉　昌　平	ストレージ出店本部長兼神奈川オフィス長
取　締　役	西　澤　　実	ストレージ本部長兼埼玉オフィス長
取　締　役	小　林　　節	芝綜合法律事務所 東京都東村山市総合計画審議会長 一般社団法人インターネット関連事業健全化協議会理事長
常勤監査役	小　島　秀　人	
監　査　役	田　村　宏　次	啓明法律事務所
監　査　役	林　　正　己	ため池税理士合同事務所 ジヤトマ建物㈱監査役 公益社団法人全国開拓振興協会監事 東京税理士会理事

（注）１．取締役　小林節氏は社外取締役であります。また、同氏は弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
２．監査役　田村宏次氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務、税務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
３．監査役　林正己氏は、税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．常勤監査役　小島秀人氏、監査役　田村宏次氏及び監査役　林正己氏は社外監査役であります。
５．常勤監査役　小島秀人氏は、㈱東京証券取引所へ独立役員として届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員	報　　酬　　額
取　締　役 （うち社外取締役）	６名 （１名）	129,911千円 （12,500千円）
監　査　役 （うち社外監査役）	３名 （３名）	6,000千円 （6,000千円）
合　　計	９名	135,911千円

③　社外役員に関する事項

ア．重要な兼職先と当社との関係

取締役　小林節氏の兼職先である芝綜合法律事務所、東京都東村山市及び一般社団法人インターネット関連事業健全化協議会と当社とは取引関係はありません。

監査役　田村宏次氏の兼職先である啓明法律事務所と当社とは取引関係はありません。

監査役　林正己氏の兼職先であるため池税理士合同事務所、ジヤトマ建物㈱、公益社団法人全国開拓振興協会及び東京税理士会と当社とは取引関係はありません。

イ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ．各社外役員の当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主な活動状況
社外取締役	小　林　　節	当事業年度開催の取締役会に18回中14回出席し、主に大学教授及び弁護士として長年培ってきた豊富な経験・見地から発言を行っております。
社外監査役	小　島　秀　人	当事業年度開催の取締役会に18回中18回、また監査役会に12回中12回出席し、主に長年培ってきた豊富な経験・見地から発言を行っております。
社外監査役	田　村　宏　次	当事業年度開催の取締役会に18回中17回、また監査役会に12回中12回出席し、主に弁護士として長年培ってきた豊富な経験・見地から発言を行っております。
社外監査役	林　　正　己	当事業年度開催の取締役会に18回中18回、また監査役会に12回中12回出席し、主に税理士として長年培ってきた豊富な経験・見地から発言を行っております。

（注）１．書面決議による取締役会はありません。
２．社外役員の意見により会社の事業の方針または事業その他の事項に係る決定が変更された事実はありません。
３．事業年度中に法令または定款に違反する事実その他不当・不正な業務の執行が行われた事実はありません。

エ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第１項の責任につき、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

オ．社外役員に関する事項の記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　優成監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る報酬等の額	24,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,500千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査業務以外の業務を委託しておりません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、取締役会は、監査役会の同意を経て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

３．会社の体制及び方針

⑴ 取締役ならびに使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの推進を図るために、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役及び使用人の行動規範といたします。

また、法令違反が疑わしい事例の報告がなされた場合、「コンプライアンス・マニュアル」に定めるとおり、速やかに事実関係を確認し、適切な処置をとるとともに、その報告者が不利益を被ることがないように、最大限の配慮を行います。

なお、不動産運用サービスを提供する企業として重要な課題である宅地建物取引業法ならびに建築関連諸法規を始めとする当社事業に関わる関係諸法令等については、外部の専門家の意見を聴取し、適正化に努めます。

⑵ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、損失の危険の発生を予防するための情報の収集及び分析ならびに発生した損失の拡大を防止するため、リスク管理規程を設けます。

また、それぞれのリスクごとに担当部署を定め、取締役会及び担当部署が、リスクを網羅的・総括的に管理いたします。

なお、リスク管理状況の監査については、内部監査室がこれを監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告いたします。

⑶ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月１回以上開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行います。

また、効率的な業務を執り行うため、職務権限規程等を定め、権限委譲を行い機動的な意思決定に努めます。

⑷ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、各種稟議書など取締役及び使用人の職務執行に関する重要な文書等については、法令及び文書管理規程等社内規程に基づき適切に保存するものとし、取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものといたします。

⑸ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、関連会社の経営の自主性を尊重しつつ、当社企業グループのコンプライアンス体制確保のために、適切な指導・助言を行います。

また、関連会社より事業内容について定期的な報告を受け、重要案件については事前協議を行い、業務の適正を確保いたします。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人

当社は、監査役による監査体制を充実させるため、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会と監査役の協議により、監査役補助者を配置できるようにいたします。

(7) 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は監査役に対し、取締役会以外にも、必要に応じてあらゆる重要な会議に出席することができる体制を確保いたします。

なお、取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令等に従い、速やかに監査役に報告いたします。

〰〰〰

貸 借 対 照 表

（平成26年12月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**10,115,261**	**流動負債**	**2,462,624**
現金及び預金	5,431,560	買掛金	320,072
売掛金	132,427	工事未払金	216,685
商品	389,830	１年内返済予定の長期借入金	326,758
販売用不動産	3,325,049	未払金	306,328
未成工事支出金	227,723	未払費用	34,856
貯蔵品	5,401	未払法人税等	110,606
前払費用	256,820	前受金	546,776
繰延税金資産	263,030	未成工事受入金	157,172
その他	106,161	預り金	7,735
貸倒引当金	△22,744	前受収益	23,870
固定資産	**9,423,740**	リース債務	21,365
有形固定資産	**8,169,364**	その他	390,396
建物	3,344,933	**固定負債**	**3,561,930**
構築物	336,050	長期借入金	2,298,239
機械及び装置	35,677	預り保証金	582,142
車輌運搬具	9,822	リース債務	112,646
工具、器具及び備品	925,390	資産除去債務	321,515
土地	3,406,546	繰延税金負債	48,104
リース資産	108,963	その他	199,281
建設仮勘定	1,980	**負債合計**	**6,024,554**
無形固定資産	**66,662**	**純資産の部**	
のれん	2,165	科目	金額
商標権	403	**株主資本**	**13,515,786**
ソフトウエア	63,732	資本金	5,568,222
その他	360	資本剰余金	5,612,719
投資その他の資産	**1,187,714**	資本準備金	5,612,719
投資有価証券	203,117	利益剰余金	2,591,429
長期貸付金	52,237	その他利益剰余金	2,591,429
破産更生債権等	1,282,449	繰越利益剰余金	2,591,429
長期前払費用	56,335	自己株式	△256,584
差入保証金	857,649	**評価・換算差額等**	**△1,339**
その他	31,695	その他有価証券評価差額金	△1,339
貸倒引当金	△1,295,771	**純資産合計**	**13,514,447**
資産合計	**19,539,002**	**負債・純資産合計**	**19,539,002**

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年１月１日から
平成26年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**18,120,457**
売上原価		**13,759,575**
売上総利益		**4,360,881**
販売費及び一般管理費		**2,125,480**
営業利益		**2,235,401**
営業外収益		
受取利息	13,239	
受取配当金	190	
受取遅延損害金	3,917	
移転補償金	25,729	
貸倒引当金戻入額	1,150	
その他	19,002	63,229
営業外費用		
支払利息	139,573	
支払手数料	15,514	
デリバティブ解約損	44,825	
その他	11,676	211,589
経常利益		**2,087,041**
特別利益		
固定資産売却益	206,563	206,563
特別損失		
固定資産売却損	724	
固定資産除却損	21,033	
減損損失	37,974	
会員権評価損	11,350	71,083
税引前当期純利益		**2,222,521**
法人税、住民税及び事業税	163,662	
法人税等調整額	517,853	681,516
当期純利益		**1,541,005**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年１月１日から
平成26年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成26年１月１日残高	5,568,222	5,612,719	1,357,330	△256,584	12,281,688
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△306,907	－	△306,907
当期純利益	－	－	1,541,005	－	1,541,005
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	1,234,098	－	1,234,098
平成26年12月31日残高	5,568,222	5,612,719	2,591,429	△256,584	13,515,786

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年１月１日残高	598	598	12,282,287
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	－	－	△306,907
当期純利益	－	－	1,541,005
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△1,937	△1,937	△1,937
事業年度中の変動額合計	△1,937	△1,937	1,232,160
平成26年12月31日残高	△1,339	△1,339	13,514,447

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの … 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの … 移動平均法による原価法

２．デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時　　価　　法

３．たな卸資産の評価基準及び評価方法

商　　品 … 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
なお、賃貸中のものについては有形固定資産に準じて償却を行っております。

販売用不動産 … 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
なお、賃貸中のものについては有形固定資産に準じて償却を行っております。

未成工事支出金 … 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯　　蔵　　品 … 最終仕入原価法による原価法

４．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 … 定額法
（リース資産を除く）　なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	２～34年
機械及び装置	５～９年
工具、器具及び備品	２～20年

無形固定資産 … 定額法
（リース資産を除く）　なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

リース資産 … 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

長期前払費用 … 主に定額法

５．引当金の計上基準

貸倒引当金 … 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

６．完成工事高及び完成工事原価の計上基準
　当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

７．消費税等の処理方法
　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

８．ヘッジ会計の方法
(1) ヘッジ会計の方法
　原則として繰延ヘッジ処理によっております。金利スワップについて、特例処理の要件を満たす場合は、特例処理を行っております。
(2) ヘッジ手段とヘッジ対象
　ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。
　　ヘッジ手段・・・金利スワップ
　　ヘッジ対象・・・借入金利息
(3) ヘッジ方針
　金利の市場変動によるリスクを回避するためにデリバティブ取引を利用しており、投機目的のものはありません。
(4) ヘッジ有効性評価の方法
　ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

９．表示方法の変更
（貸借対照表関係）
　前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「短期貸付金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。
　なお、当事業年度の「短期貸付金」は30,832千円であります。

　前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「未収入金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。
　なお、当事業年度の「未収入金」は15,497千円であります。

　前事業年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「会員権」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。
　なお、当事業年度の「会員権」は12,700千円であります。

　前事業年度において、独立掲記しておりました「固定負債」の「長期前受収益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。
　なお、当事業年度の「長期前受収益」は199,281千円であります。

（損益計算書関係）
　前事業年度まで、「営業外収益」に計上しておりました「違約金収入」は、当社の事業実態をより適切に表示するため、当事業年度より「移転補償金」に表示科目を変更しております。

貸借対照表に関する注記

１．担保に供している資産

販売用不動産	2,654,564千円
建物	688,544千円
土地	2,438,557千円
計	5,781,666千円

上記に係る債務

１年内返済予定の長期借入金	306,718千円
長期借入金	2,218,279千円
計	2,524,997千円

２．有形固定資産の減価償却累計額　1,909,988千円

３．資産の保有目的の変更

従来、固定資産として保有していた資産（建物、工具、器具及び備品、及び土地）を所有目的の変更により、販売用不動産へ2,060,976千円振替えております。

損益計算書に関する注記

１．通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額200,446千円が売上原価に含まれております。

２．減損損失

当社は、当事業年度において以下のとおり減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した主な資産の概要

用途	場所	種類	金額（千円）
事業用資産	東京都港区南青山他	建物・工具、器具及び備品・機械装置・構築物・長期前払費用	37,974

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

事業用資産である建物・工具、器具及び備品・機械装置・構築物につきましては、営業活動から生じる損益が継続してマイナスまたは継続してマイナスとなる見込みであることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

(3) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として主として物件ごとに資産のグルーピングを行っております。

(4) 回収可能価額の算定方法

事業用資産は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づき帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。但し、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスである場合は、回収可能価額は零と算定しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
発行済株式				
普通株式(株)	125,763,000	―	―	125,763,000
合計	125,763,000	―	―	125,763,000
自己株式				
普通株式(株)	3,000,000	―	―	3,000,000
合計	3,000,000	―	―	3,000,000

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年３月27日定時株主総会	普通株式	306,907	2.5	平成25年12月31日	平成26年３月28日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年３月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	441,946	3.6	平成26年12月31日	平成27年３月27日

(3) 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数

平成18年３月30日開催の取締役会の決議によるストックオプション　74,400株

（注）平成25年７月１日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っているため、株式分割による調整後の株式数を記載しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の原因別の主な内訳

繰延税金資産	
たな卸資産評価損否認額	214,560千円
税務上の繰越欠損金	192,237千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	469,697千円
固定資産の減損	60,735千円
減価償却限度超過額	44,054千円
投資有価証券評価損	9,612千円
資産除去債務	114,588千円
前受収益	79,531千円
その他有価証券評価差額金	193千円
その他	101,550千円
繰延税金資産小計	1,286,762千円
評価性引当額	△1,008,395千円
繰延税金資産合計	278,366千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△63,440千円
繰延税金負債合計	△63,440千円
繰延税金資産の純額	214,925千円

リース資産に関する注記

1．ファイナンス・リース取引（借主側）

リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額（千円）	減価償却累計額相当額（千円）	減損損失累計額相当額（千円）	期末残高相当額（千円）
工具、器具及び備品	8,790	8,790	－	－
合計	8,790	8,790	－	－

② 未経過リース料期末残高相当額等

該当事項はありません。

③ 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額及びリース資産減損勘定取崩額

支払リース料	712千円
減価償却費相当額	580千円
支払利息相当額	23千円
リース資産減損勘定取崩額	－千円

④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2．オペレーティング・リース取引

未経過リース料

１年以内	1,392,438千円
１年超	3,755,182千円
合計	5,147,621千円

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

ストレージ事業における物件のアスファルト舗装、看板等、オフィス事業の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該資産の耐用年数に応じて２年から31年と見積り、割引率は使用見込期間に対応した国債の利回り0.19%から2.19%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	253,585千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	67,819千円
時の経過による調整額	3,965千円
資産除去債務の履行による減少額	△3,854千円
その他増減額	－千円
期末残高	321,515千円

金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。資金運用については流動性を重要視し、運用期間を短期とすることにより、市場リスクを極力回避しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

賃借物件において預託している差入保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、１年以内の支払期日であります。借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済完了日は決算日後、最長で19年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権及び差入保証金について、各部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、投資有価証券等について、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成26年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注２)をご参照ください。)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	5,431,560	5,431,560	－
(2) 売掛金	132,427	132,427	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	52,087	52,087	－
(4) 長期貸付金 (※1)	83,070	82,989	△80
資産計	5,699,146	5,699,065	△80
(1) 買掛金	320,072	320,072	－
(2) 工事未払金	216,685	216,685	－
(3) 未払金	306,328	306,328	－
(4) 長期借入金 (※2)	2,624,997	2,653,445	28,448
(5) リース債務 (※3)	134,012	127,555	△6,457
負債計	3,602,096	3,624,087	21,990

※1 １年内に回収予定の長期貸付金を含めております。
※2 １年内に期限到来の長期借入金を含めております。
※3 １年内に期限到来のリース債務を含めております。

（注１）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金ならびに(2)売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

当社では、長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、取引先ごとに、その将来キャッシュ・フローを新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 工事未払金及び(3) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

当社ではこれらの時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。長期借入金の一部については、変動金利であり、金利が一定期間ごとに更改される条件となっていることから、時価は帳簿価額に等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、変動金利による一部の長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(5) リース債務

当社ではリース債務の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを新規リースを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
① 投資有価証券（非上場株式等）	151,030
② 差入保証金	857,649
③ 預り保証金	582,142

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（注３）満期のある金銭債権

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	5,431,560	－	－	－
売掛金	132,427	－	－	－
長期貸付金	30,832	51,166	1,071	－
合計	5,594,821	51,166	1,071	－

（注４）長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	326,758	322,698	474,798	135,798	135,598	1,229,347
リース債務	21,365	21,395	21,243	21,305	22,380	26,322
合計	348,123	344,093	496,041	157,103	157,978	1,255,669

賃貸等不動産に関する注記

１．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや賃貸商業施設を所有しております。国内の賃貸オフィスビルの一部については、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。平成26年12月期における当該賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する賃貸損益は512,756千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。なお、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は、計上されておりません。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動ならびに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

２．賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

	貸借対照表計上額			決算日における時価
	当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
賃貸等不動産	7,674,392	△2,499,333	5,175,059	5,446,086
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	1,205,180	△19,279	1,185,901	1,152,059

（注）１．貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

２．主な変動

増加は、不動産の取得　63,255千円

減少は、不動産の振替　2,059,891千円

３．時価の算定方法

主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価及び固定資産税評価額に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　110円09銭

１株当たり当期純利益　12円55銭

（注）１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	1,541,005千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る当期純利益	1,541,005千円
普通株式の期中平均株式数	122,763,000株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年２月23日

エリアリンク株式会社

取　締　役　会　　御　中

優 成 監 査 法 人

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　　須　永　真　樹　㊞

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　　狐　塚　利　光　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、エリアリンク株式会社の平成26年１月１日から平成26年12月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年１月１日から平成26年12月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び優成監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその付属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年２月24日

エリアリンク株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　小　島　秀　人　㊞

社外監査役　田　村　宏　次　㊞

社外監査役　林　　正　己　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への配当の充実を図りながら、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおり期末配当をさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総数

当社普通株式１株につき3.6円　　総額　441,946,800円

③　剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年３月27日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）第２条（目的）につきまして、現在実施していない事業目的を削除するものであります。

（２）第19条（取締役の員数）につきまして、経営体制の充実強化に備えるため、取締役の員数の上限を７名以内から９名以内に変更するものであります。

（３）上記のほか、（１）の条文の削除に伴う条文の繰上げを行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（目的）	（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条　（現行どおり）
１．	１．
～　（条文省略）	～　（現行どおり）
８．	８．
９．下記に掲げる商品の販売並びにリース	９．店舗用什器、室内装飾品、事務用機器
（１）家具、インテリア用品、日用品雑貨	（削　除）
（２）店舗用什器、室内装飾品、事務用機器	（削　除）
（３）レジャー用品・アミューズメント機器、設備	（削　除）
10.	10.
～　（条文省略）	～　（現行どおり）
16.	16.

現　行　定　款	変　更　案
17. コインランドリーの経営	（削　除）
18. 飲食店の経営	（削　除）
19.	17.
～　（条文省略）	～　（現行どおり）
21.	19.
（略）	
（取締役の員数）	（取締役の員数）
第19条　当会社の取締役は７名以内とする。	第19条　当会社の取締役は９名以内とする。

第３号議案　取締役７名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（６名）は任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役１名を増員し、取締役７名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	林（ハヤシ）　尚道（ナオミチ） （昭和28年８月８日）	昭和53年４月　千曲不動産㈱（現スターツコーポレーション㈱）入社 平成７年４月　当社設立 当社代表取締役社長（現任） 平成22年２月　一般社団法人日本セルフストレージ協会代表理事	28,136,600株
2	栗野（クリノ）　和城（カズキ） （昭和43年７月11日）	平成４年４月　㈱スリークオーター 入社 平成11年５月　当社入社 平成18年３月　当社取締役就任 平成22年３月　当社取締役退任 平成22年３月　当社執行役員営業本部営業部 部長 平成24年３月　当社取締役営業本部長兼営業二部長 平成25年７月　当社取締役営業本部長兼ストレージ部長 平成26年６月　当社取締役営業本部長兼営業部長（現任）	230,000株
3	大滝（オオタキ）　保晃（ヤスアキ） （昭和52年10月14日）	平成13年４月　当社入社 平成22年１月　当社経理部長兼経営企画室長 平成22年５月　当社営業本部 部長 平成22年11月　当社管理本部長補佐兼総務部長 平成23年３月　当社執行役員管理本部長補佐兼総務部長 平成24年３月　当社取締役管理本部長兼総務部長 平成25年５月　当社取締役管理本部長兼経理部長（現任）	35,000株
4	若杉（ワカスギ）　昌平（ショウヘイ） （昭和54年９月19日）	平成18年４月　当社入社 平成22年８月　当社営業本部営業部コンサルティング課長 平成24年３月　当社取締役営業一部長 平成26年６月　当社取締役ストレージ出店本部長兼神奈川オフィス長（現任）	－株
5	西澤（ニシザワ）　実（ミノル） （昭和53年４月29日）	平成13年４月　当社入社 平成23年１月　当社営業本部営業部コンサルティング部長 平成23年６月　当社営業本部営業部大阪オフィス 部長 平成24年２月　当社営業本部営業部 部長兼カスタマーサービス部長 平成24年３月　当社取締役ストレージ部長 平成25年７月　当社取締役営業本部営業二部長 平成26年６月　当社取締役ストレージ本部長兼埼玉オフィス長（現任）	22,400株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	小林 節（コバヤシ セツ） （昭和24年３月27日）	昭和58年４月　慶應義塾大学法学部助教授 平成元年３月　慶應義塾大学法学博士 平成元年４月　慶應義塾大学法学部 兼 慶應義塾大学大学院法学研究科教授 平成８年９月　ハーバード大学ケネディ・スクール・オブ・ガヴァメント（アメリカ）研究員 平成10年１月　弁護士登録（第二東京弁護士会）／芝綜合法律事務所所属（現任） 平成22年３月　当社取締役（現任） 平成22年12月　茨城県常陸大宮市入札監視委員長 平成24年７月　東京都東村山市総合計画審議会長（現任） 平成24年11月　一般社団法人インターネット関連事業健全化協議会理事長（現任） 平成26年４月　慶応義塾大学名誉教授	―株
7	古山 和宏（フルヤマ カズヒロ） （昭和34年１月19日）	昭和61年４月　タスマニア大学(オーストラリア)　講師 昭和62年４月　外語学院東京フォーラム設立　代表就任 平成14年４月　公益財団法人松下政経塾　研修主幹 平成14年９月　公益財団法人松下政経塾　塾頭（現任） 平成16年４月　公益財団法人松下政経塾　常務理事（現任） 平成25年４月　日本農業経営大学校審議員兼講師（現任）	―株

（注）１．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．古山和宏氏は、新任の取締役候補者であります。
３．小林節、古山和宏の両氏は、社外取締役候補者であります。また、小林節、古山和宏の両氏は㈱東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしておりますので、本総会にて選任された場合には独立役員としての届出を行う予定です。
４．社外取締役候補者の選任理由等
小林節氏は、法律の専門家としての幅広い実績と高い見識を有しておられ、独立性をもって経営方針の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
古山和宏氏は、公益財団法人松下政経塾常務理事として政界、財界、学会に幅広い人脈と高い見識を有しておられ、独立性をもって経営方針の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
５．小林節氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって、５年であります。
６．当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、小林節氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。また、本総会にて古山和宏氏が選任された場合、当社は、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第４号議案　監査役２名選任の件

監査役林正己氏は、本総会終結の時をもって辞任され、また、監査役小島秀人氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	小島　秀人（コジマ　ヒデト） （昭和22年３月７日）	昭和45年４月　朝日生命保険（相）入社 平成５年４月　朝日生命投資顧問㈱常務取締役 平成14年４月　朝日生命ビル㈱常務取締役総務部長 平成15年８月　朝日保険サービス㈱常務取締役総務部長 平成16年６月　ケイヒン㈱常勤監査役 平成22年３月　当社常勤監査役（現任）	―株
2	園田　康博（ソノダ　ヤスヒロ） （昭和42年６月９日）	平成８年10月　社団法人海外広報協会研究員 平成９年４月　二松学舎大学　国際政治経済学部講師 平成９年９月　バーナビー・カレッジ（カナダ）講師 平成９年10月　㈱読売新聞社調査研究本部ブレーン 平成11年４月　千葉県沼南町情報公開審査会委員 平成15年11月　衆議院議員初当選（第43回総選挙） 平成17年４月　慶応義塾大学大学院法学研究科講師 平成17年９月　衆議院議員当選（第44回総選挙） 平成21年８月　衆議院議員当選（第45回総選挙） 平成24年10月　環境副大臣兼内閣府副大臣 平成25年１月　一般財団法人日本コンテンツ倫理協会評議員（現任） 平成26年５月　医療法人社団寿会監事（現任）	―株

（注）１．各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．園田康博氏は、新任の監査役候補者であります。

３．小島秀人、園田康博の両氏は社外監査役候補者であります。また、小島秀人氏は㈱東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしておりますので、独立役員としての届出を行っておりますが、本総会にて選任された場合には引続き独立役員となる予定です。

４．社外監査役候補者の選任理由等

小島秀人氏は、責任ある職歴を歩まれており、その豊富な見識を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、園田康博氏は、衆議院議員を３期務め、また、学識経験者としての専門的な知識を有しており、これらの豊富な見識を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

５．小島秀人氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって、５年であります。

６．当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、小島秀人氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。また、本総会にて園田康博氏が選任された場合、当社は、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

その契約の内容の概要は次のとおりであります。

・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略　歴、　地　位　及　び 重　要　な　兼　職　の　状　況	所　有　す　る 当社株式の数
春日（カスガ）　秀文（ヒデフミ） （昭和38年２月１日）	平成５年11月　司法試験合格 平成８年３月　最高裁判所司法研修所卒業 平成８年４月　東京弁護士会登録 荒井総合法律事務所入所 平成13年４月　春日法律事務所パートナー弁護士（現任） 平成15年４月　東京弁護士会会社法部事務局長 平成17年４月　慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）非常勤講師 平成20年４月　情報ネットワーク法学会監事 平成21年４月　日中法律家交流協会専務理事・事務局長 平成22年４月　日本ＣＳＲ普及協会理事 平成23年４月　日本弁護士連合会研修センター副委員長 平成23年４月　日本弁護士連合会倫理委員（現任）	－株

（注）１．補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．春日秀文氏は補欠の社外監査役候補者であります。

３．社外監査役候補者の選任理由等

春日秀文氏につきましては、監査役に就任された場合に弁護士としての専門知識、経験等を、当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

４．当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、春日秀文氏が、社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　東京都千代田区大手町一丁目４番１号
ＫＫＲホテル東京　10階
宴会場「瑞宝」

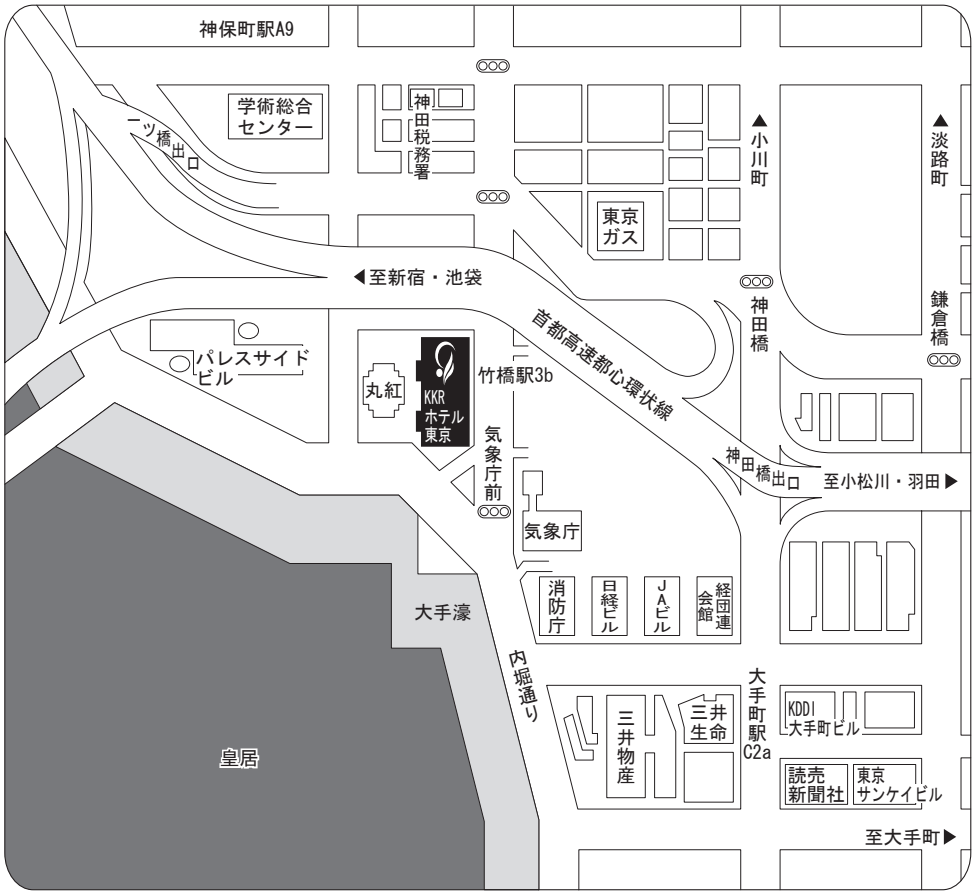

交通 ：◎東京メトロ東西線　竹橋駅３ｂ出口直結
◎東京メトロ東西線・千代田線・丸の内線・半蔵門線
都営地下鉄三田線　大手町駅Ｃ２ａ出口から徒歩５分
◎東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄新宿線・三田線
神保町駅Ａ９出口から徒歩５分